

## 芳広事組告示第14号

芳賀地区広域行政事務組合の広域ごみ処理施設整備・運営事業の事業者選定を総合評価方式一般競争入札で実施することとしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年11月29日

芳賀地区広域行政事務組合長 井田 隆一

### 1、入札対象事業

#### (1) 事業名称

広域ごみ処理施設整備・運営事業

なお、本件事業は、「広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事」及び「広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務」から構成される。

#### (2) 事業場所

栃木県真岡市堀内地内

#### (3) 事業概要

本件事業は、芳賀地区から排出される一般廃棄物を処理する施設を整備・運営するものであり、設計・建設から運営・維持管理までを一括して行う公設＋長期包括委託の事業方式により実施する。

#### (4) 主な施設概要

熱回収施設	143 t/日
リサイクル施設	19 t/5時間

#### (5) 事業期間

基本契約締結日から平成46年3月31日まで

設計・建設期間：建設工事請負契約締結日から平成26年3月31日まで

運営・維持管理期間：運営・維持管理開始日から平成46年3月31日まで

### 2、入札参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ①入札参加者は、構成員と協力企業（構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。
- ②入札参加者は、「2、（2）②本件施設の設計、建設を行う企業」のうち、プラント設備の設計・建設を行う企業が有すべき資格（アからオ）を全て満たす構成員1者を代表企業として定めるものとする。
- ③構成企業には、組合の構成市町内に本社・本店を有する企業（以下「地元企業」という。）を含むものとする。

- ④運営・維持管理業務において、運営事業者から直接主たる業務(運転管理業務、維持管理業務)の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ⑤入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うこと。なお、構成企業は参加表明時に企業名及び担当する役割を表明することとする。
- ⑥参加表明書の提出以降、入札参加者の構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行う。
- ⑦入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑧入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑨同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

## (2) 入札参加者の資格要件

### ①共通の参加資格要件

入札参加者の構成企業のすべてが、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 組合又は構成市町のいずれかで指名競争入札参加資格者名簿(平成21、22年度)に登録してあること。なお、登録していない者は、申請時に必要となる書類を提出し、組合の確認を受けることで足るものとする。
- ウ 組合及び構成市町の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ク 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ケ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

サ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 審査委員会の委員、委員が属する企業

(イ) アドバイザリー業務委託受託者

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務  
弁護士事務所（外国法共同事業）

なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株  
主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100  
分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある  
者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

## ②本件施設の設計、建設を行う企業

構成企業のうち、本件施設の設計、建設を行う企業は、以下の要件を満たす  
企業を含むこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務  
（プラント設備の設計・建設、及び建築物等の設計・建設）を担う1社が、ア  
からキの要件のうち、それぞれに必要とされる要件を全て満たすこととする。  
ただし、主たる業務のそれぞれに必要とされる要件を全て満たす場合には重複  
して担当することを可とする。

ア プラント設備の設計・建設を行う企業、及び建築物等の設計・建設を行う  
企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく資格を有すること。

イ プラント設備の設計・建設を行う企業は、建設業法（昭和24年法律第100  
号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業の特定建設業の許可を受け  
ていること。

ウ プラント設備の設計・建設を行う企業は、建設業法に規定する清掃施設工  
事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日に  
おいて1,000点以上であること。

エ プラント設備の設計・建設を行う企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理  
施設について、以下の施設の建設実績を元請として有すること。複数の企  
業によりプラント設備の建設を実施する場合には、それら複数の企業で以  
下を示す全ての実績を有していれば足りる。

(ア) 熱回収施設

a 一般廃棄物を対象とした発電付き流動床式ガス化熔融施設の建設実績  
を有すること。

b 「a」の施設において1年以上の稼動実績（1系列あたり90日間以上  
の連続安定運転）を有すること。

(イ) リサイクル施設

a 一般廃棄物を対象としたリサイクル施設で「高速回転式破砕機、磁選  
機を整備した設備」かつ「缶、ペットボトルの処理及び圧縮成型、梱包  
（ペットボトル）を整備した設備」の建設実績を有すること。

b 「a」の施設において1年以上の稼動実績を有すること。

オ プラント設備の設計・建設を行う企業は、平成22年6月15日付で組合が  
告示した「広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」に参加し、  
見積提案書の提出、ヒアリングへの参加を行ったこと。

カ 建築物等の設計・建設を行う企業は、建設業法第3条第1項の規定による

建築一式工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

- キ 建築物等の設計・建設を行う企業は、建設業法に規定する建築一式工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
- ク 建築物等の設計・建設を行う企業のうち、「2、(3) 建設事業者の設立に関する要件」に規定する建設事業者を組成する地元企業は、参加表明書の提出期限日において土木(一式)工事又は建築(一式)工事において構成市町のいずれかで入札参加資格者格付(建設業者格付)の最上級(A級)の格付けを有する企業とする。

③ 本件施設の運営・維持管理を行う企業

構成企業のうち、本件施設の運営・維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たす企業を含むこととする。本件施設の運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務(運転管理業務、維持管理業務)を担う1社が、以下の要件を全て満たすこととする。

ア 次の各号に示す全ての運転管理実績を元請として有していること。また、本件施設の運営・維持管理業務を複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で以下に示す全ての運転管理実績を有していれば足りる。

(ア) 一般廃棄物を対象とした発電付き流動床式ガス化熔融施設の運転管理実績を有すること。

(イ) 一般廃棄物を対象としたリサイクル施設で「高速回転式破砕機、磁選機を整備した設備」かつ「缶、ペットボトルの処理及び圧縮成型、梱包(ペットボトル)を整備した設備」の運転管理実績を有すること。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした施設規模100t/日以上発電付き全連続式焼却施設(発電付き流動床式ガス化熔融施設であることが望ましいが、これに限らない。)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

ウ 本件施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 建設事業者の設立に関する要件

① 建設事業者として乙型(分担施工方式)の特定建設工事共同企業体(以下「乙型共同企業体」という。)を組成するものとする。また、建設事業者が請負う設計・建設業務のうち建築物等の設計・建設を担当する甲型(共同施工方式)の特定建設工事共同企業体(以下「甲型共同企業体」という。)を組成するものとする。なお、甲型共同企業体の構成員は乙型共同企業体の構成員となるものとする。(下記③参照)。

② 建設事業者である乙型共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

③ 建設事業者である乙型共同企業体は、「2、(1) ②」において規定する本件事業に係る入札における代表企業、及び甲型共同企業体の全構成員により構成するものとし、代表企業を乙型共同企業体の代表構成員とするものとする。

④ 建設事業者である乙型共同企業体の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の乙型共同企業体の構成員の出資比率は任意とする。

- ⑤甲型共同企業体は、以下に示す者により自主的に結成された甲型（共同施工方式）の特定建設工事共同企業体とする。
  - ア 甲型共同企業体の代表構成員は、「2、（2）②本件施設の設計、建設を行う企業」のうち、建築物等の設計・建設を行う企業が有すべき資格（ア、カからキ）を全て満たす構成企業とする。
  - イ 甲型共同企業体のその他の構成員は、「2、（2）②ク」に定める要件を満たす構成企業で、土木工事、建築工事のそれぞれの役割を担うものを含む3者以上とする。なお、甲型共同企業体の構成員には地元企業3社以上を含むものとする。
- ⑥甲型共同企業体の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の甲型共同企業体の構成員の出資比率は任意とする。
- ⑦落札者決定後、落札者は、速やかに乙型共同企業体及び甲型共同企業体の組成に係る共同企業体協定書を作成し、組合に提出すること。
- ⑧乙型共同企業体及び甲型共同企業体の存続期間は担当する建設工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合、各共同企業体構成員は、連帯してその責を負うものとする。

#### （4）運営事業者の設立に関する要件

- ①構成員は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に規定される株式会社とし、構成市町内に本店を置くこと。
- ②運営事業者の目的は、運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を実施するもののみであること。
- ③運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ④全ての出資者は、事業契約終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3、入札説明書の配付、資格確認及び提出書類の提出

#### （1）入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり配布する。

##### ①配布資料

広域ごみ処理施設整備・運営事業	入札説明書
広域ごみ処理施設整備・運営事業	設計・建設業務発注仕様書
広域ごみ処理施設整備・運営事業	運営・維持管理業務発注仕様書
広域ごみ処理施設整備・運営事業	落札者決定基準書
広域ごみ処理施設整備・運営事業	様式集
広域ごみ処理施設整備・運営事業	基本協定書（案）
広域ごみ処理施設整備・運営事業	基本契約書（案）
広域ごみ処理施設整備・運営事業	設計・建設工事請負契約書（案）

広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約書（案）

②配布期間

平成22年11月29日（月）から12月10日（金）までの9時から16時までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

③配布場所

芳賀地区広域行政事務組合 ごみ処理施設建設準備室

④その他

配布を受ける際には、身分証明書（ただし、名刺は不可とする。）の提示をすること。

(2) 入札参加資格の確認等

広域ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書 による。

(3) 入札書類の提出

入札説明書の記載事項に従い、入札提出書類を持参すること。

①提出期限

平成23年2月18日（金）必着

②提出場所

芳賀地区広域行政事務組合 ごみ処理施設建設準備室

4、入札予定価格及び低入札調査基準価格

入札予定価格、低入札調査基準価格は、次のとおりとする。

(1) 予定価格 20,796,930,000 円（税込み）

入札書比較価格 19,806,600,000 円（税抜き）

① 予定価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価の内訳額 8,169,840,000 円（税込み）

② 予定価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価の内訳額 12,627,090,000 円（税込み）

(2) 留意事項

① 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に組合が事業者を支払う広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価及び広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

② 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

③ 入札価格に100分の105を乗じた額が、予定価格及び予定価格を構成する各内訳額を超える場合、組合は入札参加者を失格とする。

なお、広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価については、低入札調査基準価格を設定する。

④ 入札価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価及び広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価は、

上記（１）に示す内訳額を超過することは認めない。

#### 5、落札者決定基準

広域ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書 による。

#### 6、事務局

本件事業の入札に関する事務局は、以下のとおりであります。

事務局	芳賀地区広域行政事務組合  ごみ処理施設建設準備室
所在地	〒321-4305 栃木県真岡市荒町 5203 番地
T E L	0285-81-1244
F A X	0285-81-1266
E-mail	gomisyori@hagakouiki.jp
ホームページ	<a href="http://hagakouiki.jp/gomihome">http://hagakouiki.jp/gomihome</a>